平成２４年（フ）第１９８号
沖縄県中頭郡北谷町字吉原730番地１　町営栄口団地Ｃ棟101
債務者　知念　　薫（旧姓石垣）
１　決定年月日時　平成24年11月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１１１４号
東京都八王子市宇津木町194番地３
債務者　中村　雅晴
１　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６１４号
静岡市駿河区豊原町10番25―４Ｂ号
債務者　遠藤　広美（旧姓山本）
１　決定年月日時　平成24年11月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３４号
北海道帯広市西21条南４丁目39番地　新緑団地2103
債務者　相馬　信幸
１　決定年月日時　平成24年11月14日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月24日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第６１号
栃木県那須塩原市波立80番地
債務者　田代　英巳
１　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月17日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（フ）第２３２２号
横浜市神奈川区上反町２丁目23番地６　フローラハイツ201号
債務者　池田　邦子
１　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６３０号
静岡県焼津市柳新屋958―３　法月方、住民票上の住所静岡県焼津市五ケ堀之内22番地の１コモグランデ101、旧住所静岡市駿河区小鹿１丁目37番９―10Ｄ号
債務者　錦織　美乃
１　決定年月日時　平成24年11月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５７７１号
大阪市西成区津守２丁目３番21号
債務者　福岡　秀稔
１　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
５　免責審尋期日　平成25年２月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７４号
静岡県浜松市東区篠ケ瀬町103番地の１　アネックス篠ケ瀬Ⅱ205、前住所静岡県浜松市中区佐鳴台２丁目15番６号　ユートピアⅠ202
債務者　名倉　賢次
１　決定年月日時　平成24年11月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
５　免責審尋期日　平成25年２月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第５１３号
静岡県浜松市天竜区石神513番地の２
債務者　金原　直之
１　決定年月日時　平成24年11月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
５　免責審尋期日　平成25年２月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第４８０号
静岡県浜松市中区葵東１丁目11番20号、前住所静岡県浜松市北区豊岡町29番地
債務者　山本美樹雄
１　決定年月日時　平成24年11月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
５　免責審尋期日　平成25年２月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２０３号
釧路市川北町８番216号
債務者　松本　英雄
１　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月９日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第２４１号
北海道旭川市錦町20丁目2166番地の94　錦町ホーム
債務者　佐藤　浩伸
１　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月23日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３２９号
北海道旭川市永山２条11丁目２番25号
債務者　天野　裕子
１　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月23日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３９８号
北海道旭川市豊岡３条５丁目３番17号
債務者　内田　博樹
１　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部